

相続遺言相談はJAとぴあ浜松へ

農中信託銀行の 遺言信託業務 遺産整理業務



JAとぴあ浜松は農中信託銀行の遺言信託代理店です。

組合員・利用者の方々にとっての大きな悩み事の一つは次世代への継承対策と言われています。

「先祖代々受け継いできた資産や自分自身が築き上げた財産を次世代へどのように伝えようか？」

「これまで自分を支えてくれた家族にどのような形で感謝の気持ちを表そうか？」

叶えたいことは尽きないでしょう。

私どもJAとぴあ浜松は、皆様のこのような想いを形に表す方法として「遺言信託」をお勧めいたします。

皆様のご要望を叶えるには、単に気持ちを表すだけでなく、複雑な法律や納税などについても対応を考慮する必要があります。

相続について確かな知識と経験をもつ農中信託銀行が、遺言書の作成に関するアドバイスからその保管まで(管理コース)、遺言書の作成からその保管や遺言執行まで(執行コース)、それぞれ責任を持ってお引き受けいたします。

皆様の想いを実現するため、ひいては次世代の方々のためにも、ぜひとも農中信託銀行の「遺言信託」をご活用ください。

なお、相続手続でお困りの方は、遺産整理業務でお手伝いいたします。

相続・遺言について
お悩みでは
ありませんか？

● 遺言書をどこに保管するか。

1. 自宅で保管するよりも、専門の銀行に預けると安心。
2. 遺言書の存在を確実に相続人に伝えられる。

● 遺言は、自分の意思で財産の受取人を指定できる。

1. 法定相続分に優先する。
2. 遺産分割協議が不要。
3. 遺言に基づき財産の分割ができる。
4. 家族に伝えたい言葉を書面で添えられる。

● 相続対策には相続の専門家を活用する。

1. 資産の構成と評価額。
2. 税金対策と納税資金の確保。
3. 遺言は究極の相続対策のひとつ。

● 骨肉の争いはなぜ起こるか。

1. 肉親ゆえに意地と憎悪がぶつかり合う。
2. 遺言に必要な意思能力の低下。

● 円満な相続を実現させるため文書として形にしてみませんか。

1. 大切なのは、家族の「和」。
2. 高齢社会の進展 → 権利意識
3. 財産形成と、環境の変化(農地から宅地化など)。



気になる事がある時は、遺言のご相談にお越しください。

JAとぴあ浜松では、農中信託銀行の代理店として「遺言信託」の取扱いを致しております。

ご相談はお気軽に、私共にお寄せください。

※手数料等詳細は最寄りの窓口へお気軽にお問い合わせください。

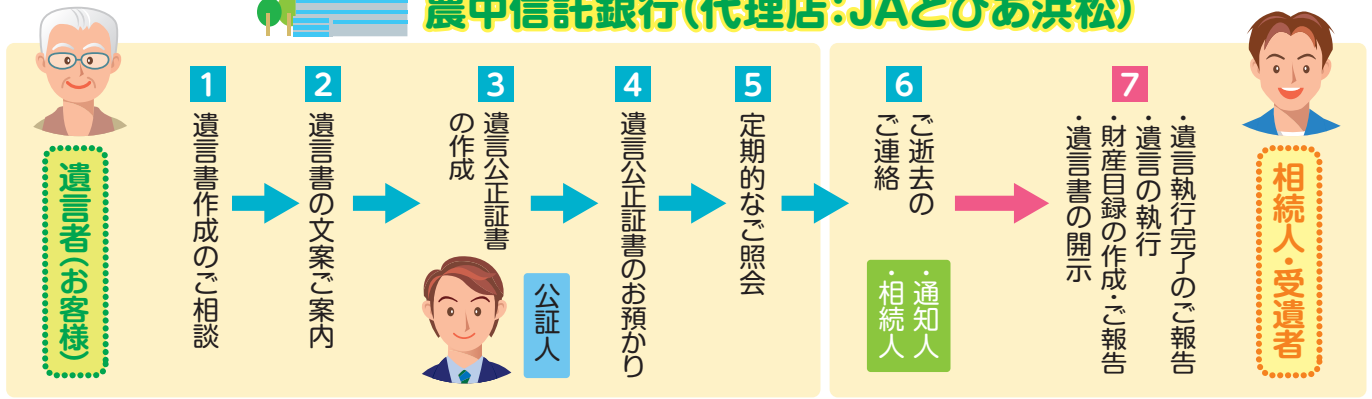
※農中信託銀行がお取り扱いするのは、公正証書遺言に限ります。

※当代理店が行う遺言信託代理業務は契約締結の媒介です。

※信託銀行は法律により身分に関する事項につきましてはお引き受けできません。

農中信託銀行の遺言信託には **管理コース** と **執行コース** があります

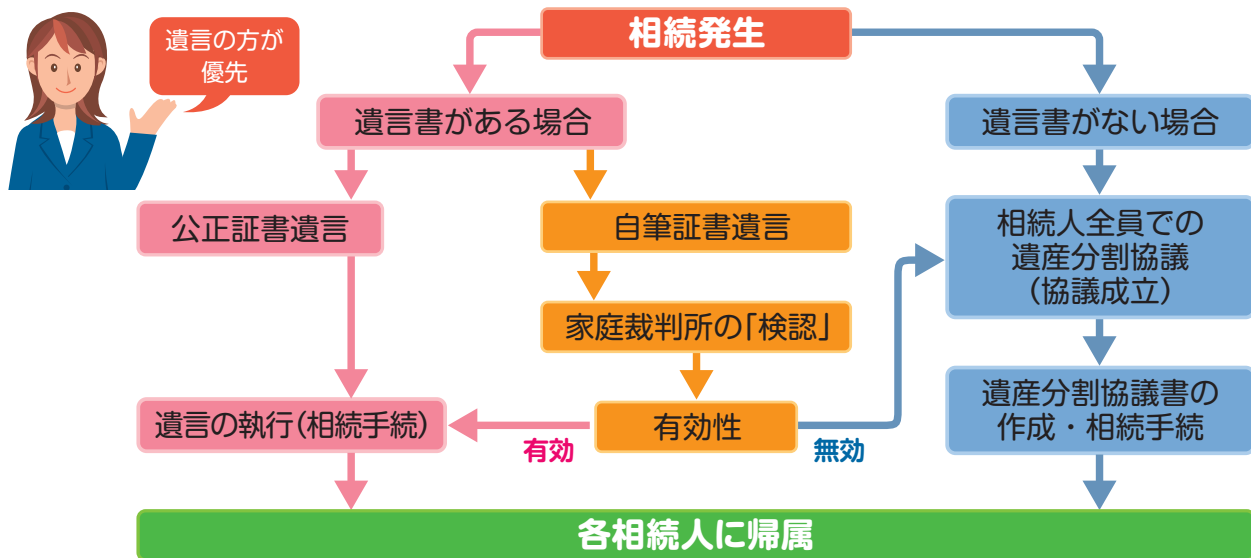
農中信託銀行(代理店:JAとぴあ浜松)



管理コース 1 ~ 6 (遺言書の作成・お頂かり・ご返却)

執行コース 1 ~ 7 (遺言書の作成・お頂かり・遺言の執行)

相続手続きの流れ



遺言書の効力と利点

遺言書があると…

- 遺言は法定相続に優先する
- 遺言は遺言者の死亡の時から効力を生ずる

遺言書がないと…

- 相続人全員による遺産分割協議が必要

- 1 遺言執行者を指定することで、相続手続きが簡単にできる
- 2 自分の財産の具体的な分け方(配分)を自分で決められる
- 3 相続人以外の方(嫁・孫等)にも財産を遺せる
- 4 いつでも自由に書き換え・撤回ができる

- 1 話し合いがまとまらないと、相続手続きができない(争いのもと)
- 2 未分割のときは、相続税法の特例が使えない(配偶者の税額軽減、小規模宅地の特例、農地等の納税猶予等)
- 3 相続人全員の合意がないと、家庭裁判所による調停・審判が必要